

商品概要説明書

事業者ローン

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

商品名	事業者ローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の地区内に住所を有する個人・団体および法人。 ただし、出資されている同居家族の方を含みます。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上で、最終償還時年齢が 71 歳未満である方。</p> <p>○6 カ月以前より継続した貯金取引または貸付取引があること。</p> <p>○過去 6 カ月間、貸付金は支払期日に約定通り返済されていること。</p> <p>○法人の場合、過去 3 期の決算書において利益が計上されていること。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○組合員が必要とする設備または運転資金。 ただし、負債整理資金、公序良俗に反するもの、投機的・奢侈的なものは除きます。</p>
借入金額	<p>○以下のとおりとなります。(借入金の刻み幅はいずれも 10 万円)</p> <ul style="list-style-type: none">・有担保設備資金 10 万円以上 4 億円以内 (ただし、准組合員は 10 万円以上 1 億円以内となります。)・有担保運転資金 10 万円以上 20 百万円以内・無担保資金 10 万円以上 5 百万円以内
借入期間	<p>○以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none">・設備資金 20 年以内とします。(据置期間を含みます。) ただし、准組合員の場合は 15 年以内とします。(据置期間を含みます。)・運転資金 5 年以内とします。(据置期間を含みます。) <p>なお、設備資金で、無担保資金の場合は 5 年以内とします。</p>
借入利率	<p>○組合所定の利率とします。</p>
返済方法	<p>○組合所定の方法によります。 ただし、原則として貸付期間が 1 カ年を超えるものは、元金均等毎月返済または元利均等毎月返済とします。</p>
担保	<p>○担保権は、原則として第 1 順位とします。なお、担保評価については、組合が定める「担保評価基準」によります。</p> <p>○融資対象建物・機械器具に対しては、その時価額を限度とする火災共済に</p>

	<p>加入していただき、その共済金請求権に第1順位の質権を設定していただきます。</p>												
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関(岐阜県農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、以下に該当する方は、連帯保証人となっていただくことにつきまして、協議させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保提供者 ・債務者の最終償還時の年齢が70才以上の場合はその後継者 ・保証対象者が法人の場合はその法人の代表者 ・その他、JAまたは基金協会が連帯保証人として必要と認めた方 												
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>○組合員資格、資金種類により、以下の保証料をお支払いいただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有担保設備資金</th> <th>有担保運転資金</th> <th>無担保資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正組合員</td> <td>0.35%</td> <td>0.45%</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>准組合員</td> <td>0.60%</td> <td>0.70%</td> <td>1.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>①一括払い ご融資金額とご融資期間に応じた保証料をご融資日に一括してお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>		有担保設備資金	有担保運転資金	無担保資金	正組合員	0.35%	0.45%	0.60%	准組合員	0.60%	0.70%	1.00%
	有担保設備資金	有担保運転資金	無担保資金										
正組合員	0.35%	0.45%	0.60%										
准組合員	0.60%	0.70%	1.00%										
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合…5,400円 ・一部繰上返済の場合…3,240円 <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク統括課(電話：058-265-7020)にお申し出ください。当JAでは規程の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、岐阜県農業協同組合中央会が設置・運営する岐阜県JAバンク相談所(電話：0120-200-787)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店リスク統括課または岐阜県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岐阜県弁護士会(電話：058-265-0020) 愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)</p>												

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

J A ぎふ